

## 社会福祉法人の財産保有の状況

社会福祉法

(要件)

第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

社会福祉法人指導監査要綱の制定について(通知)

項目	指導監査事項	備考
管理 2 資産管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。</li> <li>2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管されていること。</li> <li>3 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。</li> <li>4 基本財産を、(所轄庁)の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと。</li> <li>5 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</li> <li>6 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。</li> <li>7 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。</li> </ol>	<p>基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。</p> <p>所定の手続を経ずに、処分、貸与し又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p>

## 学校法人の財産保有の状況

私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）

（資産）

第25条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

学校法人寄附行為作成例（昭和38年私立大学審議会決定）

### 第5章 資産及び会計

（資産）

第24条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産（及び収益事業用財産）とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

〔4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。〕

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産（及び収益事業用財産）に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第26条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第27条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

（会計）

〔第29条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。〕

2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

( 予算 )

第30条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

( 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 )

第31条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

( 決算 )

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

[ 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。]

( 財産目録等の備付 )

第33条 この法人の財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

( 資産総額の変更登記 )

第34条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

( 会計年度 )

第35条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。